

<対策のポイント>

甚大な自然災害により被害を受けた農業者が経営再建のために借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会に当該資金に係る保証料免除相当額を補てん等することにより、農業経営の再建に必要な資金の融通を円滑にします。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

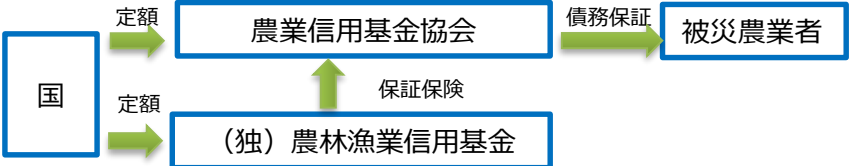
1. 対象者
 甚大な自然災害により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について、被害内容の証明を市町村長からうけたもの

2. 措置内容等

- (1) 対象資金
 農業近代化資金
- (2) 措置内容
 - ① 甚大な自然災害により被害を受けた農業者の農業経営の再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
 - ② 平成30年7月豪雨により被害を受けた農業者の農業経営の再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の実質無担保無保証人での債務保証に係る財務基盤を強化するための補助金（交付金）を農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金に交付。

<事業実施機関> (都道府県) 農業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金

<事業の流れ>



<事業イメージ>

